

児童手当

忘れずに現況届を出しましょう

児童手当受給者は、毎年1回現況届の提出が義務づけられています。これは受給者の所得状況や児童の扶養状態などを確認するためのものです。

この現況届を提出しなければ、6月以降の児童手当が支給されません。

次により忘れずに提出してください。

●提出日時

6月26日(火)
午前10時～午後5時15分
6月27日(水)
午前10時～午後7時

●提出場所

役場第一会議室
(役場となり車庫2階)

●その他

現在、手当を受給している方には現況届の用紙を送付しますので、所定の事項を記入の上、提出してください。

なお、今年1月1日現在、小野町に住所がなかった方は、所得証明書の提出が必要となります。この証明書は、以前の住所地で交付を受けてください。

◆問い合わせ

健康福祉課 ☎72-6934

しあわせ金婚夫婦表彰のご案内

趣 旨 高齢社会を迎え長寿者が年ごとに増加する中において、夫婦そろって結婚50年の金婚式を迎えることは、まさに慶祝すべきことです。

昭和の激動期を夫婦がともに助け合い、力を合わせて良き家庭を築き社会に貢献してきたご苦労に対し、県内で金婚式を迎えた夫婦全組に表彰状・記念品を贈り、県民みんなでこれを祝福しようとするものです。

主 催 財団法人福島県老人クラブ連合会 株式会社福島民報社
後 援 福島県 福島県市長会 福島県町村会

表彰該当者 昭和32年1月1日から同年12月31日までに結婚した夫婦全組を対象とする。ただし、前回までに届け出漏れのあった該当者もその対象とする。

受付期間 平成19年4月19日(木)から7月9日(月)まで

申込方法 該当者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、各単位老人クラブ連合会長に申し込む。なお、申込書は各単位老人クラブ会長宅、役場健康福祉課、社会福祉協議会にあります。

そ の 他 9月の敬老の日に発行される福島民報「祝：金婚夫婦」特集版で氏名、年齢が掲載されます。なお、福島民報社では金婚夫婦に関する記念誌などの発行は一切おこなっていませんので悪質なセールスなどには十分ご注意ください。

問い合わせ 小野町老人クラブ連合会会長 今泉氏まで (TEL 72-2087)

国民年金コーナー

国民年金保険料の免除制度その①

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。保険料の納付を続けることで、歳をとったときの老齢基礎年金や万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金が受け取れる制度です。

経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる保険料免除制度を利用してください。

免除制度の種類

国民年金の保険料免除制度には「法定免除」と「申請免除」の二種類があります。

法定免除は、障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方などが届出を行うと保険料の納付が免除されるものです。

他方の申請免除には、本人・配偶者・世帯主それぞれの前年の所得に応じて四段階の基準があり、基準額以下であれば、全額免除のほか、保険料の四分の三、二分の一、四分の一を納付すると残りの保険料の納付が免除となる一部納付(一部免除)があります。

今回は、全額免除制度について、紹介します。

全額免除制度は、次の所得基準の範囲内にある方が、対象と

なります。

◆所得基準

前年の所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること。

【計算式】

(扶養親族の数+1) × 35万円 + 22万円

【例】

●単身世帯の場合
(0人+1) × 35万円 + 22万円 = 57万円

●2人世帯(夫婦のみ)の場合
(1人+1) × 35万円 + 22万円 = 92万円

●4人世帯(夫婦、子2人)の場合
(3人+1) × 35万円 + 22万円 = 162万円

※申請者ご本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

ただし、任意加入の被保険者の方は対象外です。また、学生の方は、「学生納付特例制度」をご利用ください。

来月号では、「一部納付(免除制度)」について、紹介します。

◆問い合わせ

郡山社会保険事務所
☎024-932-3480
町民生活課
☎72-6933